

# 調 査 報 告 書

2015（平成27）年8月20日

（訂正版）

学校法人ロザリオ学園 西条聖マリア幼稚園  
管理下における園児溺死事件に関し  
学校安全管理上の問題を検証する第三者委員会  
（通称：慎ちゃん委員会）

## はじめに

本報告書は2012年7月20日（金）、学校法人ロザリオ学園・西条聖マリア幼稚園の「お泊り保育」の一環として、西条市中奥所在の「石鎚ふれあいの里」の脇を流れる加茂川で水遊びを行っている際に急な増水が発生し、吉川慎之介君（当時5歳）が急流にのまれ溺死し、他に2名の子どもも傷を負った事件（以後「本件事件」と称す）を対象に、「吉川慎之介君の悲劇を二度と起こさないための学校安全管理と再発防止を考える会」の依頼に基づき、当委員会が行った調査・検証の成果をまとめたものである。

本件事件のような悲しい出来事が二度と起きてほしくないことは、あらためていうまでもないことである。だが、そのためには、その悲しい出来事を直視し、何が私たち子どもの教育に関わるおとなの課題であるかを明らかにしたうえで、私たちおとながそれぞれの立場から、その課題をどのように克服していかねばならないかを考え、着実に行動に移していかなければならない。また、その行動もまた本当に適切であったのかどうか、絶えずくり返し点検・修正されなければならない。さらに、本報告書の内容や私たちの調査・検証のあり方もまた、本当に妥当なものであったのかどうか、さまざまな形で吟味、批判的検討にさらされる必要がある。そうでなければ、幼児教育や保育の現場で悲しい出来事が起きたときの調査・検証のあり方もまた、向上することがないからである。

本報告書は今後、たとえば教育・保育の現場実践者や研究者、行政職員や私立学校を運営する学校法人関係者、弁護士や医師、カウンセラー等の専門家、マスメディア関係者、保護者・市民等、さまざまな立場のおとなによって読まれることと思う。上述のとおり、ひとりひとりのおとなが、それぞれの今、置かれている立場から、本件事件のような悲しい出来事を二度と繰り返さないために、本報告書を手がかりにして最善の努力を尽くしていただくことを切に希望する。

学校法人ロザリオ学園 西条聖マリア幼稚園管理下における園児溺死事件に関し  
学校安全管理上の問題を検証する第三者委員会（通称：慎ちゃん委員会）

委員長 住友 剛（京都精華大学人文学部教授、教育学）

委員 石井 逸郎（弁護士、ウェール法律事務所）

委員 小佐井 良太（愛媛大学法文学部准教授、法社会学）

## <目次>

※各行右端の数字は、該当のページ番号。

はじめに

### 第1 第三者委員会の設置

#### 1 本件事件の概要

- (1) 事件の概要 1
- (2) 事件後の保護者と同幼稚園等との関係、訴訟の提起に至るまで 1

#### 2 当委員会の発足・構成

- (1) 当委員会の発足に至る経緯と構成 4
- (2) 当委員会の任務 5

### 第2 調査の概要

#### 1 調査の目的と当委員会の問題意識 7

#### 2 主な調査事項と調査方法

- (1) 現場視察・検証 9
- (2) 本件事件の直接の関係者及び関係機関等に対するヒアリング 9
- (3) 本件事件に関連する資料の収集・検討 10
- (4) その他、本件の調査目的に関連して行ったヒアリング、問い合わせ 11
- (5) 当委員会会合について 11

#### 3 調査の限界 11

### 第3 調査の結果判明した事実

#### 1 本件事件発生前

- (1) 当該幼稚園及び学校法人について 14
- (2) 当該幼稚園における日頃の教育活動について 14
- (3) 当該幼稚園における日頃の保護者と教職員の関係について 20
- (4) 当該幼稚園における子どもの安全管理体制について 24
- (5) 過去の子どもの事故事例からわかること 35

2	本件事件発生時	
(1)	お泊り保育実施前の保護者向け説明、事前準備等について	39
(2)	事故発生時の状況について	45
3	本件事件発生後	
(1)	事実究明及び説明を求める保護者と当該幼稚園・学校法人側との関係	57
(2)	事故の再発防止に関する当該幼稚園・学校法人の動き	73
(3)	事故の再発防止に関する愛媛県・西条市の動き	76
第4	本件事件発生時の諸要因及び事後対応の問題点	
1	当委員会としての見解を述べるにあたって	79
2	本件事件発生時の直接的要因	
(1)	「お泊り保育」そのものに対する事前の準備不足、認識や議論の甘さ	80
(2)	状況の変化に対応して柔軟に実施計画等を修正できず、「一度決めたことをこなすこと」にこだわる幼稚園運営の傾向	84
3	事後対応の問題点	
(1)	不適切な被害者家族・遺族対応	85
(2)	事実究明及び説明、再発防止策の検討等のノウハウ不足	87
(3)	訴訟を前提にした事後対応	88
4	本件事件発生時の背景要因について	91
5	本件事件への関係行政等の取組みについて	93
第5	再発防止に関する提言	
1	日頃の私立幼稚園及び学校法人の子どもの事故防止に関する取り組みについて	
(1)	幼稚園教育における「お泊り保育」の位置づけの再確認と、それをふまえての子どもの安全に配慮した実施計画づくり	97
(2)	子どもの成長段階及び安全面を考慮した行事計画の作成と、その前提となる教職員の子どもの理解の問い直し	100
(3)	保護者の意見・要望等を取り入れた行事計画づくりと、その前提となる園の情報公開の必要性	101
(4)	子ども・保護者との関係に関する教職員側のくり返しの点検・修正の必要性と、	

子どもや保護者の実情に即して柔軟に対応できる幼稚園及び学校法人へ	103
2 重大事故・事件発生後の私立幼稚園及び学校法人の対応について	
(1) 訴訟を前提にした事後対応の見直し	104
(2) 被害者家族・遺族に対する誠実な説明・謝罪の実施	109
(3) 事実究明（調査）及び検証・再発防止策の検討のための体制の整備	111
3 私立幼稚園における子どもの事故防止に関する関係行政等の取り組みについて	
(1) 『幼稚園教育要領』に子どもの事故防止に関する内容を盛り込むこと —子どもの事故防止についても「保育一元化」を一	113
(2) 幼稚園教員の養成段階からの子どもの安全や事故防止に関する学習を	115
(3) 自治体レベルでの子どもの事故・事件・災害等の情報共有と、幼稚園・保育所・ 学校、公立・私立（民間）などの垣根を越えた関係職員の研修の実施	116
(4) 子どもの事故防止に関する私立幼稚園の取り組みへの支援の充実	118
(5) 私立学校園における事後対応、特に事実経過及び原因の究明と再発防止のための 組織の設置（常設化を含む）を可能とする学校保健安全法の改正を	119
4 保護者及び一般市民レベルでの取り組みについて	
(1) 大事なものは「よそごと」にしないで「私たちのこと」として考えること —子どもたちの事故・事件・災害に関する情報に日頃から関心を抱くこと—	121
(2) 子どもの通う幼稚園・保育所・学校、あるいは子どもの暮らす自治体などでの事 故防止の取り組みに、積極的に参加・参画すること	122
おわりに	124
資料一覧	
委員の経歴・業績等	

<注> 人物名は当該学校法人・幼稚園側、園児・保護者側、その他関係者に分けた上で、登場順にアルファベット（A～）を割り振り、おとなは大文字、子どもは小文字（a～）とした。ただし、吉川慎之介くん及び吉川さん夫妻（吉川豊さん・吉川優子さん）については、実名とした。また、愛媛県庁や西条市役所など、官公庁関係者については、原則として役職名で表記した。なお、文中では原則として敬称を省略した。